

奈良市公報

号外第 22号

平成 17年 9月 14日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規 則	
奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則 ...	1
奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	16
奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23
告 示	
奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	29
道路の位置指定	37
開発行為に関する工事の完了	37
放置自転車等の保管	38
生活保護法の規定による指定施術機関からの変更の届出	38
放置自転車等の保管 (2件)	38
国土調査の実施	38
放置自転車等の保管	39
平成 17年度国民健康保険料決定通知書の公示送達 ...	39
認可地縁団体の告示事項の変更 (6件)	39
放置自転車等の保管	42
住民票の職権消除	42
放置自転車等の保管	42
国税徴収法に基づく交付要求通知書の公示送達	42
訓 令 甲	
奈良市都市問題調整会議設置規程の一部を改正する訓令	42
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	43
教 育 委 員 会	
臨時教育委員会の開催	43
農 業 委 員 会	
農業委員会長の選任	43
農業委員会副会長の選任	43
農地部会及び農政部会の部会委員の互選	43
農地部会長及び農政部会長の選任	44
農地副部会長及び農政副部会長の選任	44
正 誤	

正誤表 44

規 則

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 7月 26日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

奈良市規則第 77号

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則
奈良市消防職員委員会規則 (平成 8 年奈良市規則第 51 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条を第 13 条とし、第 10 条を第 12 条とし、第 9 条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(委員会の審議の結果等の周知)

第 1 条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

第 8 条第 1 項中「毎年度」の次に「の前半に」を、「常例とする」の次に「とともに、必要に応じ、開催する」を加え、同条第 2 項中「この場合において」の次に「委員に対し」を加え、「委員に通知する」を「意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知する」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「別記様式により」の次に「意見取りまとめ者を經由して」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

第 7 条に次の 1 項を加え、同条を第 8 条とする。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるができるものとする。
第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(意見とりまとめ者)

第 7 条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者 (以下「意見とりまとめ者」という。) を消防職員の推薦に基づき指名する。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

- 2 意見取りまとめ者の定数は、7人とする。
- 3 意見取りまとめ者の任期は、2年とする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 意見取りまとめ者は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。
別記様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)

意見書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	2 整理番号
提出者職氏名	1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
1 意見取りまとめ者氏名	2 受 付 年 月 日	

奈良市消防職員委員会規則第8条の規定により、意見を提出します。

件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

- 1 1欄は意見取りまとめ者が記入し、2欄は記入しないでください。
2 必要な資料があれば添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 8月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 17年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、この規則による改正後の奈良市消防職員委員会規則第 7条第 3項本文の規定にかかわらず、2年に満たない期間とすることができる。
(平成 17年 7月 26日揭示済)

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 7月 29日

奈良市長職務代理者

奈良市総務部長 福井重忠

奈良市規則第 78号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 48年奈良市規則第 40号)の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項を次のように改める。

条例第 4条第 1項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、奈良市乳幼児医療費受給資格証交付等申請書(別記第 1号様式)を市長に提出するものとする。

第 4条第 1項中「申請書等」を「申請書」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 3歳に達する日の属する月の末日までの医療費の助成を受けようとする場合 乳幼児医療費受給資格証(別記第 2号様式)
- (2) 3歳に達する日の属する月の翌月から 6歳に達する日以後の最初の 3月 31日までの医療費の助成を受けようとする場合 乳幼児医療費受給資格証(別記第 3号様式)

第 4条第 2項を次のように改める。

- 2 乳幼児医療費受給資格証(以下「資格証」という。)の有効期限は、前項第 1号に規定する資格証にあつては当該乳幼児が 3歳に達する日の属する月の末日、同項第 2号に規定する資格証にあつては当該乳幼児が 6歳に達する日以後の最初の 3月 31日とする。ただし、資格証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が受給資格を有しなくなつたときは、当該受給資格を有しなくなつた日とする。

第 4条第 3項中「医療証又は受給資格証(以下「医療証等」という。)の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療証等」を「受給者は、資格証」に改め、「医療証等」を「資格証」に改める。

第 4条の次に次の 1条を加える。

(市長が定める助成金控除額)

第 4条の 2 条例第 3条第 3号に規定する額は、病院若しくは診療所等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は社会保険各法に定

める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円(14日未満の入院療養である場合は、500円)

第 5条及び第 5条の 2を次のように改める。

(支給方法)

第 5条 助成金は、奈良市乳幼児医療費受給資格証交付等申請書に基づき支給するものとする。ただし、県外で受けた医療及び資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、奈良市乳幼児医療費助成金交付請求書(別記第 4号様式)を市長に提出しなければならない。

(資格証の更新)

第 5条の 2 市長は、第 4条第 1項第 1号の資格証の交付を受けている者に対して、当該資格証の有効期限までに、同項第 2号の資格証を交付するものとする。

第 6条第 1項を次のように改める。

受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書(別記第 5号様式)により、市長に再交付を申請しなければならない。第 6条第 2項及び第 3項中「医療証等」を「資格証」に改める。

第 7条中【別記第 8号様式)に医療証等】を【別記第 6号様式)に資格証】に改め、同条第 1号中「当該乳幼児が 3歳に達したとき」を「乳幼児でなくなつたとき」に改め、同条第 2号を次のように改める。

- (2) 氏名又は奈良市乳幼児医療費受給資格証交付申請書に記載した申請者の口座を変更したとき。

別記第 1号様式から第 6号様式までを次のように改める。

別記

第 1号様式 (第 3条、第 4条、第 5条、第 7条関係)

奈良市乳幼児医療費受給資格証交付等申請書

受給者番号			

次のとおり、奈良市乳幼児医療費受給資格証の交付及び乳幼児医療費助成金の支給を申請します。なお、受給期間中に市長が世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所 奈良市

申請者 フリガナ
(養育者) 氏 名 印
生年月日 年 月 日
電 話 - -

乳 幼 児	氏 名	続柄	性 別	生 年 月 日	住所 (申請者と異なる場合のみ記入)
	フリガナ		男・女	年 月 日	

申 請 事 由	
1 出生	
2 転入	
3 医療保険加入	
4 その他 ()	
事由発生年月日	年 月 日

乳 幼 児 の 加 入 医 療 保 険			
記 号		番 号	
被 保 険 者 氏 名		乳 幼 児 との続柄	
被 保 険 者 住 所			
保険者番号			
保険の名称			
資 格 認 定 年 月 日		年 月 日	

養 育 者 の 口 座				
金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 番 号	種 別	口 座 名 義 人
銀行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所		普通 当座 貯蓄	フリガナ
金融機関コード	支店コード			

第2号様式(第4条・第5条・第7条関係)

乳 幼	乳 幼 児 医 療 費 受 給 資 格 証									
公費負担者番号										
受給者番号										
乳 幼 児	住 所									
	氏 名									
	生年月日									
有 効 期 間	年	月	日	年	月	日				
発 行 機 関 名 及 び 印										
交 付 年 月 日	年	月	日							
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。										

第3号様式(第4条・第5条・第7条関係)

単	乳 幼 児 医 療 費 受 給 資 格 証										入 通
公費負担者番号											
受給者番号											
乳 幼 児	住 所										
	氏 名										
	生年月日										
有 効 期 間	年	月	日	年	月	日					
発 行 機 関 名 及 び 印											
交 付 年 月 日	年	月	日								
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。											

第 4 号様式 (第 5 条関係)

奈良市乳幼児医療費助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

請求者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

電 話 _____ - _____

金 _____ 円

ただし、 年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	生年月日	年 月 日
医療保険名称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療機関等の領収書を添付してください。	入院の状況	期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
	入院日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	通院の状況			
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	合計	合計		
	点		円	

第 5 号様式 (第 6 条関係)

奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所

氏名 印

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

乳 幼 児	受給資格証番号	
	氏 名	
	住 所	
申 請 理 由		1 破 損 2 紛 失 3 そ の 他

- (注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返還してください。

第 6 号様式 (第 7 条関係)

奈良市乳幼児医療費助成変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所

氏名

印

電話

次のとおり届け出ます。

乳幼児氏名			生年月日	年 月 日		
1 氏名変更	新				受給者番号	
	旧					
2 住所変更	新	奈良市				
	旧	奈良市				
3 加入医療 保険変更	新	記 号		番 号		
		被保険者 氏 名			乳 幼 児 との続柄	
		保 険 者 番 号		保 険 の 名 称		
	旧	保 険 の 名 称				
4 口座変更	新	金融機関名		支店名	種別	口座名義人(養育者)
		銀 行		本 店	普通 当座 貯蓄	フリガナ
		信用金庫		支 店		
	農 協		出張所			
	金融機関コード		支店コード	口座番号		
	旧	金融機関名		支店名	口 座 名 義 人	
銀 行		本 店				
信用金庫		支 店				
農 協		出張所				
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 その他 ()				
変更・喪失 年 月 日	年 月 日					

別記第 7 号様式及び第 8 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 8月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 4 条第 1 項に規定する乳幼児医療費受給資格証の交付申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

(平成 17年 7月 29日揭示済)

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 7月 29日

奈良市長職務代理者

奈良市総務部長 福井重忠

奈良市規則第 79号

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 48年奈良市規則第 33号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

条例第 4 条第 1 項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、奈良市母子医療費受給資格証交付(更新)等申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

第 4 条第 1 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる証明書」を「母子医療費受給資格証(別記第 2 号様式。以下「資格証」という。)」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「医療証及び受給資格証」を「資格証」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 資格証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、資格証の有効期間が満了したときは、当該資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

第 5 条を次のように改める。

(市長が定める助成金控除額)

第 5 条 条例第 3 条第 3 号に規定する額は、病院若しくは診療所等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円(14日未満の入院療養である場合は、500円)

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(支給方法)

第 5 条の 2 助成金は、奈良市母子医療費受給資格証交付(更新)等申請書に基づき支給するものとする。ただし、県外で受けた医療及び資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、奈良市母子医療費助成金交付請求書(別記第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。

第 6 条の見出しを【資格証の更新申請等】に改め、同条第 1 項を次のように改める。

受給者は、資格証の更新を受けようとするときは、毎年 7 月末日までに奈良市母子医療費受給資格証交付(更新)等申請書を市長に提出しなければならない。

第 6 条第 2 項中「医療証等」を「資格証」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に、「医療証等」を「資格証」に改める。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書(別記第 4 号様式)により、市長に再交付を申請しなければならない。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「医療証等」を「資格証」に改める。

第 8 条中【別記第 8 号様式】に「医療証等」を【別記第 5 号様式】に「資格証」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 氏名又は奈良市母子医療費受給資格証交付(更新)

等申請書に記載した申請者の口座を変更したとき。

別記第 1 号様式から第 5 号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 3 条、第 5 条の 2、第 6 条、第 8 条関係)

奈良市母子医療費受給資格証交付 (更新) 等申請書

受給者番号

次のとおり、母子医療費受給資格証の交付及び母子医療費助成金の支給を申請します。なお、受給期間中に市長が世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 (母等) 氏名		性別	生年月日	住所	番号	
フリガナ		男・女	年 月 日	奈良市		
印				電話 - -		
児童氏名 (18歳未満)	続柄	性別	生年月日	住所 (申請者と異なる場合のみ記入)	番号	
フリガナ		男・女	年 月 日			
フリガナ		男・女	年 月 日			
フリガナ		男・女	年 月 日			
フリガナ		男・女	年 月 日			
フリガナ		男・女	年 月 日			
フリガナ		男・女	年 月 日			
申請者の口座	金融機関名	支店名		口座番号	種別	口座名義人
	銀行	本店			普通 当座 貯蓄	フリガナ
	信用金庫	支店				
	農協	出張所				
金融機関コード		支店コード				
申請事由				加入医療保険		
1 18歳未満の児童を養育している配偶者のない女子 イ 夫と死別し、現在婚姻していない ロ 夫と離婚し、現在婚姻していない ハ 夫の生死が不明 ニ 夫から遺棄されている ホ 夫が障がいのため長期間労働ができない ヘ 夫が長期間拘禁されている ト 未婚の母で、現在婚姻していない チ その他 2 父母のない18歳未満の児童 3 2の児童を養育している配偶者のない女子 児童扶養手当申請の有無 (有・無・申請中) 前年中に受け取った養育費の額 円 1月～7月の新規申請の場合は、前々年中の額を記入してください。				申請者	記号	番号
					被保険者氏名	申請者の続柄
					資格取得年月日	年 月 日
				児童	保険番号	
					保険の称	
					(申請者と異なる場合のみ記入)	
					児童の氏名	
				児童	記号	番号
					被保険者氏名	児童の続柄
					資格取得年月日	年 月 日
保険番号						
児童	保険の称					

第 2 号様式 (第 4 条、第 5 条の 2 - 第 8 条関係)

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;">母</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">母子医療費受給資格証</div> </div>	
公費負担者番号	
受給者番号	
受 給 者	住 所
	氏 名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及び印	
交付年月日	年 月 日
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際領収書を受け取つて市窓口へ直接申請してください。	

第 3 号様式 (第 5 条の 2 関係)

奈良市母子医療費助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

請求者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

電 話 _____ - _____

金 _____ 円

ただし、 年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	生年月日	年 月 日
医療保険名称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療機関等の領収書を添付してください。	入院の状況	期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
	入院日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	通院の状況			
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	合計	合計		
	点		円	

第 4 号様式 (第 7 条関係)

奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所

氏名 印

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受給者	受給資格証番号	
	氏 名	
	住 所	
申 請 理 由		1 破 損 2 紛 失 3 そ の 他

- (注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
 2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返還してください。

第 5 号様式 (第 8 条関係)

奈良市母子医療費助成変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所

氏名 印

電話 - -

次のとおり届け出ます。

受給者氏名		生年月日		年 月 日		
1 氏名変更	新					受給者番号
	旧					
2 住所変更	新	奈良市				
	旧	奈良市				
3 加入医療 保険変更	新	記 号		番 号		
		被保険者 氏 名			受 給 者 との続柄	
		保 険 者 番 号		保 険 の 名 称		
	旧	保 険 の 名 称				
4 口座変更	新	金融機関名		支店名	種別	口座名義人(養育者)
		銀 行		本 店	普 通 当 座 貯 蓄	フリガナ
		信 用 金 庫		支 店		
	農 協		出 張 所			
	金融機関コード		支店コード	口座番号		
	旧	金融機関名		支店名	口 座 名 義 人	
銀 行		本 店				
信 用 金 庫		支 店				
		農 協		出 張 所		
5 資格喪失	理由	死亡 転出 婚姻 生活保護 非監護 その他()				
変更・喪失 年 月 日	年 月 日					

別記第 6 号様式から第 8 号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 8月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 4 条第 1 項に規定する母子医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

(平成 17年 7月 29日揭示済)

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 7月 29日

奈良市長職務代理者

奈良市総務部長 福 井 重 忠

奈良市規則第 80号

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 36号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

条例第 5 条第 1 項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、老人医療費受給資格証交付(更新)申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

市長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請者が条例第 2 条に規定する要件に該当すると認めるときは、老人医療費受給資格証(別記第 2 号様式。以下「資格証」という。)を交付するものとする。

第 4 条第 2 項中「医療証又は受給資格証(以下「医療証等」という。)」を「資格証」に改め、同条第 3 項中「医療証及び受給資格証」を「資格証」に改め、同条第 4 項中「医療証等」を「資格証」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(支給方法)

第 5 条 条例第 3 条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、老人医療費助成金交付請求書(別記第 3 号様式)又は老人医療費助成金支給申請書(別記第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

第 6 条の見出しを【「資格証の更新申請等」】に改め、同条第 1 項を次のように改める。

受給者は、資格証の更新を受けようとするときは、毎年 7 月 1 日から同月 31 日までの間に、老人医療費受給資格証交付(更新)申請書を市長に提出しなければならない。

第 6 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「医療証等」を「資格証」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に 1 項を加える。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による資格証の更新申請をする場合について準用する。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、老人医療費受給資格証再交付申請書(別記第 5 号様式)により、市長に再交付を申請しなければならない。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「医療証等」を「資格証」に改める。

第 8 条中【別記第 9 号様式)に医療証等】を【別記第 6 号様式)に資格証】に改める。

別記第 1 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

別記

第 1号様式 (第 3条、第 4条、第 6条関係)

老人医療費受給資格証交付 (更新) 申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者住所 奈良市
(受給者)

氏名

印

(電話)

次のとおり老人医療費受給資格証の交付 (更新) を申請します。

受給者	ふりがな		市民税の所得割課税状況	
	氏名			
	生年月日 年 月 日		対象者	非課税・課税
世帯主	受給者との続柄		配偶者	非課税・課税
配偶者	(氏名)	(住所)	扶養義務者	非課税・課税
扶養義務者	(氏名)	(住所)		
加入保険	被保険者氏名	受給者との続柄	住所	
	保険種別	国(市・退・組) 健(政・組・日)・船・共	本人家族	被保険者証の記号番号
	保険者名		保険者番号	
交付申請事由	1 65歳に達したため 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため 4 その他 () (交付事由発生年月日 年 月 日)			
審査				

欄には記入しないでください。

第 2 号様式 (第 4 条、第 6 条 - 第 8 条関係)

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;">老</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">老人医療費受給資格証</div> </div>	
公 費 負担者番号	
受給者番号	
受 給 者	居住地
	氏 名
	生年月日
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及 び 印	
交 付 年 月 日	年 月 日
(注) 奈良県内で診療を受ける場合は、この証を必ず窓口に出してください。	

裏面に注意事項を記載する。

第 3 号様式 (第 5 条関係)

老人医療費助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

請求者 住 所 奈良市 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

電 話 _____ - _____

金 _____ 円

ただし、 年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	生年月日	年 月 日
医療保険名称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療機関等の領収証を添付してください。	入院の状況	期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
	入院日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	通院の状況			
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	合計	合計		
	点		円	

第 4 号様式 (第 5 条関係)

老人医療費助成金支給申請書

受給者番号			
(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日生
居 住 地	(〒) (電話番号)		
<p>(あて先)奈良市長 上記のとおり、老人医療費助成金の支給を申請します。 支給期間中に高額療養費が生じる場合、助成金支給のため、当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受給者 氏 名 印</p>			

(委任状)

私は、 _____ を代理人と定め、次の権限を委任します。
老人医療費助成金の受領に関すること。

受給者の住所、氏名 _____ 印

代理人の住所、氏名 _____ 印

口座振替依頼欄	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所
	金融機関コード		店舗コード
	預金種別	普通・貯蓄・()	口座番号
	口座名義人	フリガナ	

第 5 号様式 (第 7 条関係)

老人医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所 奈良市

申請者

氏 名

印

次のとおり医療費受給資格証の再交付を申請します。

受給者	氏 名		受給資格証番号	
	住 所	奈良市		
申 請 理 由		1 破損 2 紛失		
備 考				

- (注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返還してください。

第 6 号様式 (第 8 条関係)

老人医療費助成変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所 奈良市

氏 名

電 話 - -

次のとおり届け出ます。

受 給 者 名		受給資格証番号				
氏 名 変 更	新					(変更期日) 年 月 日
	旧					
住 所 変 更	新					
	旧					
加 入 医 療 保 険 変 更	新	被保険者氏名	受給者との続柄	住所		
		保 険 種 別	国(市・退・組) 健(政・組・日)・船・共	本人・家族	記号 番号	
	名 称			保険者 番 号		
	旧	名 称			記号 番号	
扶 養 者 変 更	新					
	旧					
資 格 喪 失	理由	死亡・転出・課税額変更(変更者名及び続柄)・その他				
	期日	年 月 日				
備 考						

別記第 7 号様式から第 9 号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17年 8月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新規則第 4 条第 1 項に規定する老人医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

(平成 17年 7月 29日揭示済)

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 7月 29日

奈良市長職務代理者

奈良市総務部長 福井重忠

奈良市規則第 81号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 47年奈良市規則第 11号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

条例第 4 条第 1 項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

第 3 条第 2 項第 3 号中「又は愛語手帳」を削る。

第 4 条第 1 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる証明書」を「心身障害者医療費受給資格証(別記第 2 号様式。以下「資格証」という。)」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「医療証及び受給資格証」を「資格証」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 資格証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、資格証の有効期間が満了したときは、当該資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

第 5 条を次のように改める。

(市長が定める助成金控除額)

第 5 条 条例第 3 条第 3 号に規定する額は、病院若しくは診療所等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 外来療養である場合 500円

(2) 入院療養である場合 1,000円(14日未満の入院療養である場合は 500円)

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(支給方法)

第 5 条の 2 条例第 3 条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、心身障害者医療費助成金交付請求書(別記第 3 号様式)又は心身障害者医療費助成金支給申請書(別記第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

第 6 条の見出しを【資格証の更新申請等】に改め、同条第 1 項を次のように改める。

受給者は、資格証の更新を受けようとするときは、心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書を市長に提出しなければならない。

第 6 条第 2 項中「医療証等」を「資格証」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に、「医療証等」を「資格証」に改める。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、心身障害者医療費受給資格証再交付申請書(別記第 5 号様式)により、市長に再交付を申請しなければならない。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「医療証等」を「資格証」に改める。

第 8 条中「奈良市中心身障害者医療費助成変更届(別記第 8 号様式)に医療証等」を「心身障害者医療費助成変更届(別記第 6 号様式)に資格証」に改める。

別記第 1 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

別記

第 1号様式 (第 3条、第 4条、第 6条関係)

心身障害者医療費受給資格証交付 (更新) 申請書

受給者	ふりがな			生年月日			
	氏名			年 月 日			
	住所	(TEL)					
配偶者	氏名		住所				
扶養義務者	氏名	受給者との続柄 ()		住所			
前年度の所得状況		本人	円	配偶者	円	扶養義務者	円
加入医療保険	種別	国 (市・退・組) ・ 健 (政・組・日) ・ 船・共					
	名称		記号		番号		
	保険者所在地				保険者番号		
	被保険者氏名	受給者との続柄 ()		住所			
交付申請事由	1 心身障害者になつたため		4 その他 ()		確認欄	身障手帳 1級・2級	
	2 転入してきたため		5 更新			(第 号)	
3 保険に新たに加入したため		(交付事由発生日 年 月 日)			療育手帳 A・B	(第 号)	
<p>上記のとおり、心身障害者医療費受給資格証の交付 (更新) を申請いたします。 本受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の情報を、奈良市が閲覧・使用することを承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p> <p>(あて先) 奈良市長</p>							

(注) 印の欄は、記入しないでください。

第 2 号様式 (第 4 条、第 6 条 - 第 8 条関係)

障		心身障害者医療費受給資格証					
公費負担者番号							
受給者番号							
受給者	居住地						
	氏名						
	生年月日	年	月	日			
有効期間		年	月	日から			
		年	月	日まで			
発行機関名 及び印							
交付年月日		年	月	日			
(注) 奈良県外で医療を受ける場合は、自己負担金を支払う際、 領収書をもらつて奈良市長へ申請してください。							

第 3 号様式 (第 5 条の 2 関係)

心身障害者医療費助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

請求者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電 話

金 円

ただし、 年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	生年月日	年 月 日
医療保険名称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療機関等の領収書を添付してください。	入院の状況	期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
	入院日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	通院の状況			
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	日数	総点数	自己負担額	
	日	点		円
	合計	合計		
	点		円	

第 4号様式 (第 5条の 2 関係)

心身障害者医療費助成金支給申請書

受給者番号							
(ふりがな) 氏名	男			生年月日	年	月	日生
住所	(〒) 奈良市			(電話番号)			

口座 振替 依頼 欄	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所
	金融機関コード		店舗コード
	預金種別	普通・貯蓄・()	口座番号
	口座名義人	フリガナ	

(あて先) 奈良市長

上記のとおり、心身障害者医療費助成金の支給を申請します。

受給期間中に高額療養費が生じる場合、助成金支給のため、当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日

受給者氏名

印

第 6 号様式 (第 8 条関係)

心身障害者医療費助成変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所
氏 名 印

第 5 号様式 (第 7 条関係)

心身障害者医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏 名 印

次のとおり届け出ます。

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受給者氏名	受給者番号
1 氏名変更 新 旧	
2 住所変更 新 旧	TEL (備考)
3 加入医療 保険変更 新 旧	(種別) 国(市・退・組)・健(政・組・日)・船・共 (名称) (被保険者) (記号・番号) (所在地) (名称) (記号・番号)
4 資格喪失 理由	死亡 転出 その他 ()
変更・喪失年月日	年 月 日

受給者氏名	受給者番号
申請理由	1 破損 2 紛失 3 その他 ()
備考	

別記第 7 号様式及び第 8 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17年 8月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新規則第 4 条第 1 項に規定する心身障害者医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

(平成 17年 7月 29日揭示済)

告 示

奈良市告示第 443号

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱を次のように定める。

平成 17年 7月 19日

奈良市長職務代理者

奈良市総務部長 福井重忠

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、難病患者等の家庭等にホームヘルパー(以下「ヘルパー」という。)を派遣して、日常生活を営むのに必要な便宜を供与する難病患者等ホームヘルプサービス事業(以下「ホームヘルプサービス」という。)を実施することにより、難病患者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「難病患者等」とは、難病患者等居宅生活支援事業の対象となる厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)の対象疾患等について(平成 15年 4月 22日健疾発第 0422006号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)対象疾患患者及び慢性関節リウマチ患者をいう。

(事業の実施)

第 3 条 ホームヘルプサービスは、ヘルパーの派遣対象、サービス内容及び費用負担区分の決定を除き、適切なホームヘルプサービスの運営が確保できると認められる医療法人、社会福祉法人等に委託することにより実施するものとする。

(対象者)

第 4 条 ホームヘルプサービスを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する難病患者等で、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断されること。

(2) 日常生活を営むのに支障があり、身体の介護、家事の援助等の便宜を必要とすること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 施設入所又は入院加療を要する者

(2) ヘルパーの業務に支障をきたすおそれがある者

(3) 介護保険法(平成 9年法律第 123号)、老人福祉法(昭和 38年法律第 133号)、身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)等の規定に基づく訪問介護又はこれに相当するサービスの対象となる者

(4) その他ヘルパーを派遣することが不相当と認められる者

(サービスの内容)

第 5 条 ヘルパーが行うサービスは、次に掲げるものうち、市長が必要と認めるものとする。

(1) 身体の介護に関すること。

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清しき及び洗髪

カ 通院等の介護

キ その他必要な身体の介護

(2) 家事の援助に関すること。

ア 調理

イ 衣類の洗濯及び補修

ウ 住居の掃除及び整理整頓

エ 生活必需品の買物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事援助

(3) 相談及び助言に関すること。

ア 生活、身上及び介護に関する相談及び助言

イ その他必要な相談及び助言

(派遣回数及び派遣時間)

第 6 条 ヘルパーの派遣回数及び派遣時間(訪問から辞去までの実質サービス時間数をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

(1) 身体介護業務についての派遣回数は、対象者 1 人につき 1 週当たり 5 回までとする。

(2) 家事援助業務についての派遣回数は、対象者 1 人につき 1 週当たり 3 回までとする。

(3) 派遣時間は、1 日につき 4 時間以内とする。

(派遣の申請)

第 7 条 ヘルパーの派遣を受けようとする者は、奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣(変更)申請書(別記第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 診断書(別記第 2 号様式)

(2) 生計中心者の所得税額を証明できる証票(1 月から

3月までは前々年、4月から12月までは前年の所得に係るもの)

2 前項の申請は、原則として難病患者等又はその者の属する世帯の生計中心者が行うものとする。

3 前2項の規定は、ヘルパーの派遣の決定を受けている者が、その決定の内容の変更を受けようとする場合に準用する。
(派遣の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、難病患者等及び世帯の状況を世帯調査書(別記第3号様式)により調査し、ヘルパーの派遣又はその変更の要否を決定するものとする。

2 市長は、ヘルパーの派遣を決定し、又は決定内容を変更したときは奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣決定(変更)通知書(別記第4号様式)により、ヘルパーを派遣しないことと決定したときは奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣不承認通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、ヘルパーの派遣が緊急を要すると認めるときは、前条の申込み及び第1項の決定を口頭により処理し、事後において所定の手続を行うものとする。

4 市長は、定期的にヘルパーの派遣の継続の要否について見直しを行うものとする。
(費用負担の決定)

第9条 ヘルパーの派遣決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表の基準によりヘルパーの派遣に要した費用(以下「派遣費用」という。)及び第5条のサービスを受けるために必要な交通費等を負担するものとする。

2 市長は、派遣費用の額を1月ごとに積算した派遣時間数(1時間未満は、切り捨てるものとする。)に応じ月単位で決定し、奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣費用徴収金決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。
(派遣の一時停止等)

第10条 市長は、利用者が医療機関に入院する等によりヘルパーを派遣する必要がないと認められるときは、ヘルパーの派遣を一時停止することがある。

2 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、ヘルパーの派遣を廃止することがある。

(1) 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により派遣決定を受けたことが判明したとき。

(3) 派遣費用を納付しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ヘルパーを派遣することが適当でないとき市長が認めるとき。

3 市長は、前2項の規定によりヘルパーの派遣の一時停止若しくは廃止を決定したとき又は一時停止したヘルパーの派遣を再開したときは、奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣(停止・廃止・再開)通知書(別記第7号様式)

により通知するものとする。

(ホームヘルパー)

第11条 ヘルパーは、次の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 難病患者等の福祉に理解と熱意を有すること。
- (3) 難病患者等の介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

2 ヘルパーは、その勤務中常にヘルパーであることを証明する証票を携帯するものとする。

3 ヘルパーは、派遣対象世帯を訪問する都度、原則として難病患者等の確認を受けるものとする。

(派遣確認簿の整理及び台帳)

第12条 市長は、ホームヘルプサービスの状況を明確にするため、奈良市難病患者等ホームヘルプサービス派遣確認簿及び奈良市難病患者等ホームヘルプサービス台帳を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ホームヘルプサービスの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17年 7月 19日から施行する。

別表(第9条関係)

難病患者等ホームヘルプサービス事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額 (1時間当たり)
A	生活保護法(昭和25年法律第14号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0
B	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950

別記

第 1 号様式 (第 7 条関係)

奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣 (変更) 申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

印

電話

- -

次のとおりホームヘルパーの派遣を申請します。

派遣を必要とする者	住 所	奈良市 (電話 - -)
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳) 男・女
疾 患 名		
派遣 (変更) を希望する理由		
希望するサービス内容	身体介護	ア 食事 イ 排せつ ウ 衣類着脱 エ 入浴 オ 身体の清しき及び洗髪 カ 通院等の介護 キ その他の介護 ()
	家事援助	ア 調理 イ 衣類の洗濯及び補修 ウ 掃除及び整理整頓 エ 買物 オ 関係機関との連絡 カ その他の援助 ()
	相談及び助言	ア 生活、身上及び介護に関する相談及び助言 イ その他 ()

希望する派遣回数及び 時間	ア 身体介護 時間		1 週間当たりの派遣回数・希望時間数			
	イ 家事援助 時間		回 (曜日)			
			午前・午後	時から	時まで	時間
			午前・午後	時から	時まで	時間
世帯の状況及び緊急時 の連絡先 (本人を除く。)	氏 名	続 柄	年齢	別居の場合の住所	所得 状況	電話番号
備 考						

添付書類

- (1) 診断書
- (2) 生計中心者の所得税額を証明できる証票 (1月から3月までは前々年、4月から12月までは前年の所得に係るもの)

第 2 号様式 (第 7 条関係)

(難病患者等ホームヘルプサービス事業用)

患者氏名	(年 月 日生)男・女
患者住所	奈良市
疾患名	
病状	

1 在宅で療養が可能な程度に病状が安定しているか否か。(当面、在宅での療養が可能であると判断できるか否か。)

2 ホームヘルパー派遣に当たっての医学上の留意点(禁忌事項等)

(伝染性疾患 有()・無)

上記の患者は、在宅で療養が可能な程度に症状が安定しており、症状等については以上のとおりであると診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師名

印

この診断書は、奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業の申請に係る診断書としてのみ利用できます。

第 3 号様式 (第 8 条関係)

世帯調査書

年 月 日 調査

調査員名

住 所	奈良市 (電話 - -)					
氏 名						
生 年 月 日	年 月 日 (歳) 男・女					
世帯状況	本人を含めた同居家族数 人	階層区分	A・B・C・D・E・F・G			
	・独居 ・夫婦 ・夫婦と子ども ・夫婦と親 ・3世代 ・その他()	生活保護	有・無			
疾 病 の 状 況 等	疾患名	受診医療機関名	受診状況： 通院・往診 週 回 (月・火・水・木・金・土・日)			
			受診状況： 通院・往診 週 回 (月・火・水・木・金・土・日)			
			受診状況： 通院・往診 週 回 (月・火・水・木・金・土・日)			
主治医名		医療機関所在地 (電話 - -)				
担当民生委員名		住所 (電話 - -)				
家 族 状 況 等	氏 名	続柄	年齢	性別	職業・勤務先	緊急時電話番号
特に注意するサービス内容						

第4号様式(第8条関係)

奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣決定(変更)通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のあったホームヘルパーの派遣については、次のとおり決定(変更)しましたので通知します。

利用者	氏名	登録番号
	住所	奈良市
派遣開始日	年 月 日	
サービスの内容	身体介護	ア 食事イ 排せつウ 衣類着脱工 入浴 オ 身体の清しき及び洗髪カ 通院等の介護 キ その他の介護()
	家事援助	ア 調理イ 衣類の洗濯及び補修ウ 掃除及び整理 整とん工 買物オ 関係機関との連絡 カ その他の援助()
相談及び助言	ア 生活、身上及び介護に関する相談及び助言 イ その他()	

派遣回数及び時間等	ア 身体介護 イ 家事援助	時間 時間	1週間当たりの派遣回数・希望時間数						
			回 (曜日) 午前・午後 時から 時まで 午前・午後 時から 時まで () 時間 () 時間						
費用負担区分									
階層区分	A	B	C	D	E	F	G		
負担額 (円)									
備考									

第 5 号様式 (第 8 条関係)

奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣不承認通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

年 月 日付で申請のあったホームヘルパーの派遣については、次の理由により派遣できないので通知します。

(理由)

1 利用者

2 派遣時間数 時間

3 費用負担額 円

* 内訳

1 時間当たりの利用者負担額 円 × サービス派遣時間数 時間 = 円

第 6 号様式 (第 9 条関係)

奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣費用徴収金決定通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

年 月 日付で決定したホームヘルパーの派遣に係る 月分費用徴収金について次のとおり決定したので、別紙納入通知書により納入してください。

第 7 号様式 (第 10 条関係)

奈良市難病患者等ホームヘルパー派遣 (停止・廃止・再開) 通知書

年 月 日
第 年

様

奈良市長
印

ホームヘルパーの派遣について、次のとおり決定したので通知します。

利用者	氏名	奈良市	登録番号	決定事項	停止・再開 年月日 年月日	停止期間	理由
	住所						

(平成 17年 7月 19日 揭示済)

奈良市告示第 444号

建築基準法 (昭和 25年法律第 201号) 第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則 (昭和 25年建設省令第 40号) 第 10条の規定により公告します。

平成 17年 7月 19日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

申請者住所	大阪市中央区上汐二丁目 2 番 1 号
申請者氏名	株式会社ジョーコーポレーション 代表取締役 城下 堅司
道路の位置	奈良市南紀寺町三丁目 28 番地の 18
道路の幅員	最大 5.0m 最小 5.0m
道路の延長	30.67m
指定年月日	平成 17年 7月 19日
指定番号	第 17006号

(平成 17年 7月 19日 揭示済)

奈良市告示第 445号

都市計画法 (昭和 43年法律第 100号) 第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 7月 19日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 許可の年月日及び番号
平成 16年 10月 25日 奈良市指令都整開第 04A- 30号
平成 17年 3月 23日 奈良市指令都整開第 04A- 30- 1 号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 17年 7月 19日 第 937号
(2) 公共施設 平成 17年 7月 19日 第 402号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市六条西六丁目 248 番地の 1 の一部、248 番地の 11 の一部及び 248 番地の 12 の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中町 4268 番地
山上 美代子
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市六条西六丁目 248 番地の 1 の一部、248 番地の

- 11の一部及び 248番地の 12の一部
- (2) 下水道
奈良市六条西六丁目 248番地の 1の一部、248番地の 11の一部及び 248番地の 12の一部
- (3) 公園
奈良市六条西六丁目 248番地の 1の一部
- (4) 調整池
奈良市六条西六丁目 248番地の 1の一部
(平成 17年 7月 19日 掲示済)

奈良市告示第 446号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 7月 19日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 19日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設

- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 7月 19日 掲示済)

奈良市告示第 447号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。
平成 17年 7月 20日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

施術者の氏名	施術者の住所地	施術所の名称	施術所の所在地	変更事項		変更年月日
				旧	新	
竹田信吉	奈良市法蓮町 410- 5	竹田整骨院	奈良市南城戸町 21	(所在地)奈良市法蓮町 410- 5	(所在地)奈良市南城戸町 21	平成 17年 7月 1日

(平成 17年 7月 20日 掲示済)

奈良市告示第 448号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 7月 20日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 17年 7月 20日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成 17年 7月 20日 掲示済)

奈良市告示第 449号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 7月 21日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 17年 7月 21日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- (平成 17年 7月 21日 掲示済)

奈良市告示第 450号

国土調査を行うので、国土調査法(昭和 26年法律第 180

号) 第 7 条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 事業計画が公示された年月日
平成 17年 7月 15日 (平成 17年奈良県告示第 224号)
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市荻町及び小倉町の各一部の地域
- 4 調査期間
平成 17年 7月 22日から平成 18年 3月 31日まで
(平成 17年 7月 22日揭示済)

奈良市告示第 451号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 7月 22日揭示済)

奈良市告示第 452号

平成 17年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例 (昭和 34年奈良市条例第 13号) 第 22条において準用する地方税法 (昭和 25年法律第 226号) 第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国民健康保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

1 この通知書の送達年月日	平成 17年 6月 15日
2 この公示送達により変更する納期限	第 1 期分 平成 17年 6月 30日 第 2 期分 平成 17年 8月 1日 第 3 期分

変更前	平成 17年 8月 31日 第 4 期分
	平成 17年 9月 30日 第 5 期分
	平成 17年 10月 30日 第 6 期分
	平成 17年 11月 30日 第 7 期分
	平成 17年 12月 26日 第 8 期分
	平成 18年 1月 31日 第 9 期分
	平成 18年 2月 28日 第 10期分
	平成 18年 3月 31日

変更後	第 1 期分 平成 17年 8月 31日
	第 2 期分 平成 17年 8月 31日
	第 3 期分 平成 17年 8月 31日
	第 4 期分 平成 17年 9月 30日
	第 5 期分 平成 17年 10月 30日
	第 6 期分 平成 17年 11月 30日
	第 7 期分 平成 17年 12月 26日
	第 8 期分 平成 18年 1月 31日
	第 9 期分 平成 18年 2月 28日
	第 10期分 平成 18年 3月 31日

3 送達を受けるべき者	省略
-------------	----

(平成 17年 7月 22日揭示済)

奈良市告示第 453号

地方自治法 (昭和 22年法律第 67号) 第 260条の 2 第 11 項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 変更があった事項及びその内容

規約の変更 (名称)

変更前	変更後
石打区	石打自治会
規約の変更(目的)	
変更前	変更後
区	自治会
規約の変更(区域)	
変更前	変更後
区	自治会
添上郡月ヶ瀬村大字石打	奈良市月ヶ瀬石打
規約の変更(事務所)	
変更前	変更後
添上郡月ヶ瀬村大字石打	奈良市月ヶ瀬石打
代表者の住所変更	
変更前	変更後
添上郡月ヶ瀬村大字石打	奈良市月ヶ瀬石打

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 7月 22日 掲示済)

奈良市告示第 454号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

1 変更があった事項及びその内容

規約の変更(名称)	
変更前	変更後
尾山区	尾山自治会
規約の変更(目的)	
変更前	変更後
区	自治会
本区	本会
規約の変更(区域)	
変更前	変更後
区	会
奈良県添上郡月ヶ瀬村大字尾山	奈良市月ヶ瀬尾山大字尾山
規約の変更(事務所)	

変更前	変更後
奈良県添上郡月ヶ瀬村大字尾山	奈良市月ヶ瀬尾山
月ヶ瀬村	月ヶ瀬
代表者の住所変更	
変更前	変更後
添上郡月ヶ瀬村大字尾山	奈良市月ヶ瀬尾山

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 7月 22日 掲示済)

奈良市告示第 455号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

1 変更があった事項及びその内容

規約の変更(名称)	
変更前	変更後
長引区	長引自治会
本区	本自治会
規約の変更(目的)	
変更前	変更後
長引区	長引自治会
規約の変更(区域)	
変更前	変更後
区	自治会
添上郡月ヶ瀬村大字長引	奈良市月ヶ瀬長引
規約の変更(事務所)	
変更前	変更後
月ヶ瀬村大字長引	月ヶ瀬長引
代表者の住所変更	
変更前	変更後
添上郡月ヶ瀬村大字長引	奈良市月ヶ瀬長引

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 7月 22日 掲示済)

奈良市告示第 456号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11

項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

1 変更があった事項及びその内容

規約の変更(名称)	
変更前	変更後
月瀬区	月瀬自治会
規約の変更(目的)	
変更前	変更後
区	自治会
月ヶ瀬村	奈良市
規約の変更(区域)	
変更前	変更後
本区	本会
添上郡月ヶ瀬村大字月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬
規約の変更(事務所)	
変更前	変更後
添上郡月ヶ瀬村大字月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬
代表者の住所変更	
変更前	変更後
添上郡月ヶ瀬村大字月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 7月 22日揭示済)

奈良市告示第 457号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により高自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

1 変更があった事項及びその内容

規約の変更(名称)	
変更前	変更後
高区	高自治会
規約の変更(目的)	
変更前	変更後

区	自治会
月ヶ瀬村	奈良市
規約の変更(区域)	
変更前	変更後
奈良県添上郡月ヶ瀬村大字高	奈良県奈良市月ヶ瀬高
規約の変更(事務所)	
変更前	変更後
月ヶ瀬村大字高	奈良県奈良市月ヶ瀬高
代表者の住所変更	
変更前	変更後
添上郡月ヶ瀬村大字高	奈良市月ヶ瀬高

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 7月 22日揭示済)

奈良市告示第 458号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 22日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

1 変更があった事項及びその内容

規約の変更(名称)	
変更前	変更後
桃香野区	桃香野自治会
規約の変更(目的)	
変更前	変更後
桃香野区	桃香野自治会
当区	当会
規約の変更(区域)	
変更前	変更後
当区	当会
奈良県添上郡月ヶ瀬村大字桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野
規約の変更(事務所)	
変更前	変更後
奈良県添上郡月ヶ瀬村大字桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野
規約の変更(代表者の氏名及び住所)	

変 更 前	変 更 後
奈良県添上郡月ヶ瀬村 大字桃香野 4638番地	奈良市月ヶ瀬桃香野 35 65番地の 3
尾上 榮一	徳家 眞

2 変更の年月日
平成 17年 4月 1日
(平成 17年 7月 22日 揭示済)

奈良市告示第 459号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 7月 25日

奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 25日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成 17年 7月 25日 揭示済)

奈良市告示第 460号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和 42年政令第 292号)第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により告示します。

なお、この処分不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に奈良市長に対して異議申し立てをすることができると共に、当該異議申し立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

平成 17年 7月 25日
奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

住 所	氏 名	処分年月日
朱雀一丁目 17番地の 17	松本 淳司	平成 17年 7月 25日
神功一丁目 6 番地 平城第 1 団地 13- 205	上村 紀和	平成 17年 7月 25日

(平成 17年 7月 25日 揭示済)

奈良市告示第 461号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈

良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 27日
奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 27日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成 17年 7月 27日 揭示済)

奈良市告示第 462号

国税徴収法(昭和 34年法律第 147号)第 82条第 2 項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が外国のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 17年 7月 27日
奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成 17年 7月 27日 揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 12号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市都市問題調整会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 7月 28日
奈良市長職務代理者
奈良市総務部長 福井重忠

奈良市都市問題調整会議設置規程の一部を改正する訓令

奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和 62年奈良市訓令甲第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 委員の項中「水道事業管理者 消防長」を「消防長」に、「都祁行政センター所長」を「都祁行政センター

所長 技術部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 7月 28日から施行する。
(平成 17年 7月 28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 33号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 7月 21日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
株式会社 杉原工業	代表取締役 近 沢 節 雄	大阪府岸和田市下 松町 876番地の 1	平成 17年 7月 11日

(平成 17年 7月 21日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 12号

平成 17年臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 7月 25日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17年 8月 5日(金)午後 2時から

2 場所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 議事

議案第 18号 平成 18年度使用奈良市立高等学校教科用図書並びに平成 18年～2年度使用奈良市立中学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午後 1時から午後 1時 50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成 17年 7月 25日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 15号

平成 17年 7月 25日の平成 17年奈良市農業委員会 7月総会において下記の者を奈良市農業委員会長に選任した。

平成 17年 7月 26日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫
記

奈良市法蓮町 654番地の 1 大 西 崇 夫
(平成 17年 7月 26日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 16号

平成 17年 7月 25日の平成 17年奈良市農業委員会 7月総会において下記の者を奈良市農業委員会副会長に選任した。

平成 17年 7月 26日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫
記

奈良市山陵町 305番地	塚 本 昭 治
奈良市高樋町 957番地	宮 下 明 弘
奈良市中貫町 100番地の 1	大 西 英 征
奈良市都祁馬場町 587番地の 2	橋 詰 昭 美

(平成 17年 7月 26日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 17号

平成 17年 7月 25日の奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程(昭和 32年奈良市農業委員会告示第 6号)第 16条の規定により公告します。

平成 17年 7月 26日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫

農地部会委員

奈良市南京終町四丁目 23番地の 1	萩原 征二
奈良市大安寺五丁目 10番 17号	中島 信男
奈良市尼辻中町 3番 50号	西口 利夫
奈良市秋篠町 740番地	木村 輝雄
奈良市学園新田町 302番地	北川 博晴
奈良市東九条町 518番地の 3	野村 昭夫
奈良市藤原町 154番地	大門 善之助
奈良市高樋町 95番地	宮下 明弘
奈良市中貫町 100番地の 1	大西 英征
奈良市大柳生町 3730番地	田畠 俊秀
奈良市東鳴川町 457番地	中北 誠
奈良市下狭川町 2156番地の 1	藤澤 久男
奈良市月ヶ瀬月瀬 330番地	中西 武比古
奈良市荻町 459番地の 1	中井 榮治
奈良市都祁馬場町 587番地の 2	橋詰 昭美
奈良市西大寺野神町二丁目 1番 11号	松本 勝
奈良市恋の窪三丁目 5番 A - 305号	井上 昌弘
奈良市法華寺町 243番地の 2	金野 秀一

農政部会委員

奈良市雑司町 32番地の 1	山口 昌雄
奈良市法蓮町 654番地の 1	大西 崇夫
奈良市七条一丁目 2番 8号	喜多 康二
奈良市山陵町 305番地	塚本 昭治
奈良市菅原町 517番地	吉松 道雄
奈良市大和田町 462番地	奥谷 勝紀
奈良市神殿町 32番地	林 宇平治
奈良市鹿野園町 350番地	木本 馨

奈良市今市町 336番地 森川 幸男
 奈良市杣ノ川町 67番地の 2 徳西 利和
 奈良市柳生下町 70番地 軽井 隆大
 奈良市阪原町 34番地 松本 孝志
 奈良市都祁友田町 33番地 井岡 勳
 奈良市都祁吐山町 319番地 山口 泰二
 奈良市都祁白石町 281番地 幸田 正司
 奈良市高樋町 103番地 山本 正義
 奈良市長谷町 132番地 中西 義信
 奈良市大森町 283番地 松石 聖一
 奈良市月ヶ瀬桃香野 357番地の 8 東久保 耕也
 (平成 17年 7月 26日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 18号

平成 17年 7月 25日の平成 17年奈良市農業委員会 7月総会において次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成 17年 7月 26日

奈良市農業委員会長 大西 崇夫
 農地部会長 奈良市大安寺五丁目 10番 17号
 中島 信男
 農政部会長 奈良市鹿野園町 350番地
 木本 馨

(平成 17年 7月 26日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 19号

平成 17年 7月 25日の平成 17年奈良市農業委員会 7月総会において次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成 17年 7月 26日

奈良市農業委員会長 大西 崇夫
 農地副部会長 奈良市秋篠町 740番地
 木村 輝雄
 農政副部会長 奈良市阪原町 347番地
 松本 孝志

(平成 17年 7月 26日揭示済)

正 誤

平成 17年 9月 1日付け奈良市公報第 200号

ページ	段	行	誤	正
8	右	3	平成 17年 7月 25日	平成 17年 8月 25日